（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第十条　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応してそれぞれ掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一条から第十四条まで　削る	（非居住者の代理人） **第一条**　本邦内に住所を有しない者（以下この条から第四条までにおいて「非居住者」という。）は、地域限定特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、地域限定特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下この条から第九条までにおいて「代理人」という。）を定めなければならない。 2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの 二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの （登録事項） **第二条**　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　登録番号及び登録年月日 二　資格を取得した外国語の種類 三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （地域限定特例通訳案内士登録簿の様式） **第三条**　法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の地域限定特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。 （登録の申請） **第四条**　法第十九条の二第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による地域限定特例通訳案内士登録申請書を、認定地方公共団体（法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体が二以上である場合にあっては、当該認定を受けた法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この条から第十四条までにおいて同じ。）の長に提出しなければならない。